令和６年 ４月 １日

各サークル主将・主務　殿

保健管理センター所長

臨時健康診断の申し込み及び救急薬品の貸出しについて

１．臨時健康診断について

（１） 臨時健康診断を希望するサークルは、大会出場の **１ヶ月前**までに「臨時健康診断受診願書」を保健管理センターに提出すること（日程調整のため)。

（２）臨時健康診断は、今年度の定期健康診断を受けた者に限り受診できる。

注）実施時期、対象人数等によってはお引き受けできない場合があります。

２．救急薬品の貸出しについて

（１） 救急薬品の借用を希望するサークルは、借用する **３日前**までに「救急薬品借用書」を保健管理センターに提出すること。

（２）救急薬品借用書に記載された借用責任者が必ず借用・返却すること。

（３）救急薬品等を使用したサークル（学生）は、使用者名簿 （救急箱内在中）に必要事項を記入の上、救急薬品と一緒に保健管理センターへ返却すること。

（４）救急薬品の借用・返却日が遅れる場合は、必ず連絡すること。